

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する一般競争入札公告
(システム管理課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興)

○〃〃(NPO活動推進課)

○公立大学法人埼玉県立大学業務システム開発業務委託に関する入札公告 (保健医療政策課)

○平成二十一年度埼玉県ふぐ調理師試験 (食品安全課)

○入間第二用水土地改良区の役員就退任届 (川越農林)

○庄和北部土地改良区の役員就退任届 (春日部農林)

○新方領用悪水路土地改良区の役員就退任届 (〃〃)

○腐蝕病患畜の発生 (畜産安全課)

○大越八ツ田土地改良区の解散認可 (農村整備課)

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○〃〃 (〃〃)

○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の事業計画の変更 (市街地整備課)

○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業の規準の変更 (〃〃)

○三郷市三郷インターA地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (〃〃)

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における公募による抽選の方法による保留地処分公告 (八潮新都市建設事務所)

○警察車(無線警ら車)13台の製造請負に係る一般競争入札の公告 (会計課)

○一般国道百二十二号の供用の開

始 (さいたま県土) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)

正誤

○埼玉県告示第六百四十二号目次

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (総務課)

中訂正 (文書課)

○個人演説会等施設の指定

中訂正 (教職員課)

告示

埼玉県告示第六百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年9月1日(火)から平成26年8月31日(日)まで。ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 若林 英明、関口 忍 電話048—830—2282(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ

イ 日時

平成21年6月17日(水)午後2時00分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当

イ 受領期限

平成21年6月16日(火)午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項各号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年5月27日(水)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年5月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 3,138 notebook personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 p.m., June 16, 2009.

In person: 2:00 p.m., June 17, 2009.

(3) Contact Information:

Systems Management Division, Planning and Finance Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301

Telephone: 048-830-2282

埼玉県告示第六百七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人豊文化保存会

三 代表者の氏名

富田 義則

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町三丁目九番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、豊及び豊文化を後世に残していくために各地域でイベント等を開催し地域の小学校、その他豊の需要のあるところに豊を寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第六百七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アグリベンチャ

一

代表者の氏名

川北 誠治

三 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目

九番一七一〇号

四 定款に記載された目的

この法人は、国内において農業に従事し、または支援を行っている個人、法人及び団体に対して、国内外における国産農産品等の販売仲介事業やその支援を行い、また、農業革新に向けた諸研究並びにその関連事業を他団体・他法人等と協力して行うことによつて、国内農業の市場活性化及び発展並びに国内における食料自給率の向上及び自由貿易促進や環境保護に寄与することを目的とする。

埼玉県知事令第474号

「この規則に基づく指定業務に関する指定の要旨を定める要綱を「この規則」の別添の「競争入札の要綱」として定める。」

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

公立大学法人埼玉県立大学業務システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 納入場所

埼玉県保健医療部保健医療政策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) ISMS 認証又はプライバシーポリシーの認定を受けている者であること。

(6) 国立大学法人又は公立大学法人の財務会計システムに係るシステム開発業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

埼玉県庁4階 保健医療部会議室

(2) 日時

平成21年5月15日(金) 午後1時30分

4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を次のいずれかの方法で平成21年5月29日(金)午後5時まで(「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合は午後8時まで)に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請すること。

(2) 紙媒体の申請書を郵送し、又は持参する場合
下記7(9)の提出先に提出すること。

5 入札書受付期間等

(1) 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月12日(金)午前10時まで

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

ア 受領期限

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月11日(木)午後5時

まで

イ 提出先

下記7(9)の提出先に提出すること。

ウ 郵送による場合の提出方法

書留郵便によること。

6 開札の場所及び日時

埼玉県保健医療部保健医療政策課 平成21年6月12日（金）午前11時

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する（調査基準価格未滿の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。
- (7) 手続における交渉の有無
無

(8) 入札説明書及び仕様書等の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、下記(9)の問い合わせ先に連絡すること。

イ 入手手順

- (ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く。
 - (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
 - (ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
 - (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。
 - (オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
 - (カ) 部局名は「保健医療部」を選択する。
 - (キ) 課所名は「保健医療政策課」を選択する。
 - (ク) 「物品等」を選択する。
 - (ケ) 「発注情報の検索」を選択する。
 - (コ) 検索ボタンをクリックする。
 - (サ) 本件調達案件名称を選択する。
 - (9) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番 1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課県立大学法人化準備担当 関 秀治 電話048—830—3229（直通）
 - (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。
 - (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 8 Summary
- (1) Nature of the Services Required :
Development of the new System for Saitama Prefectural University.
 - (2) Deadline for Submissions :
By registered mail or in person : must be received by 5 : 00 p.m. June 11, 2009.
By the electronic bidding system : 10 : 00 a.m. June 12, 2009
 - (3) Contact Information :

Public Health and Medical Policy Division, Public Health and Medical Services
 Department, Saitama Prefectural Government
 Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
 Tel.048-830-3229

埼玉県告示第六百七十五号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
 (平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。) 第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。
 平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場
 イ 学科試験
 平成二十一年八月十八日(火)
 さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
 埼玉教育会館
 実技試験
 平成二十一年八月二十日(木)
 さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地
 国際調理師専門学校

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号) 第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成二十一年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等
 試験手数料
 一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

平成二十一年七月九日(木)及び同月十日(金)
 午前十時から午後四時まで
 さいたま市浦和区高砂三丁目十四番一号
 埼玉県自治会館

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 平成二十一年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所
 さいたま市保健福祉局保健部食品安全推進課並びにさいたま市保健所(大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。)

六 合格発表

平成二十一年九月十七日(木) 午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部
 食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

埼玉県告示第六百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
 平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	須田秀男	狭山市入間川二丁目一七番二三号	
同	福田昭平	川越市豊田町一丁目三二番四	
同	矢澤國正	同 大字北田島六二番地	
同	綿貫三郎	飯能市大字平松二七二番地	
同	比留間政信	日高市大字高萩二〇八四番地	
同	田口茂	狭山市大字笹井一八八一番地	
同	金子茂男	同 柏原一五八七番地	
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二四番地	
同	細田忠司	狭山市大字下奥富七三六番地一	
同	諸井正治	同 広瀬二丁目六番一七号	
同	清水亀久男	日高市大字高萩一三五番地	
二 退任	職名	氏名	住所
理事	中島義人	狭山市狭山一三番一五号	
同	栗原茂夫	川越市大字北田島一〇八番地	
同	関谷英男	飯能市大字下川崎一二八番地	
同	比留間孝夫	日高市大字高萩二〇三二番地	
同	浅見忠治	狭山市大字笹井二七九三番地一	
同	金子初郎	同 柏原一六九二番地一	

理事 西村 弘 日高市大字上鹿山三七二番地
 監事 矢澤 國正 川越市大字北田島六二番地
 同 綿貫 三郎 飯能市大字平松二七二番地
 同 清水 亀久男 日高市大字高萩一三五番地

埼玉県告示第六百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 庄和北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
 び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	鳴島 武	春日部市立野一一二番地一
同	筒井 隆司	同 五四三番地一
同	小島 繁夫	同 七八三番地一
同	貝塚 利雄	同 榎九二一番地
同	金子 敏雄	同 同九〇番地一
同	新井 孝次	同 倉常六七番地
同	遠藤 安男	同 同五六四番地一
同	遠藤 義信	同 同 芦橋九三五番地一
同	橋本 勝太郎	同 同 一一二番地一
同	小島 武雄	同 同 榎九二一番地
同	新井 健児	同 同 倉常一〇七六番地一
同	岩佐 宏	同 同 芦橋一六六番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	鳴島 武	春日部市立野一一二番地一
同	筒井 隆司	同 五四三番地一
同	折笠 彰	同 同 七六三番地一
同	大塚 進	同 同 七五二番地一

同	新井 信太郎	春日部市立野六〇〇番地一
同	大瀧 英夫	同 同 五〇〇番地一
同	今成 國雄	同 同 一一一番地
同	大瀧 勇	同 同 一〇三番地三
同	小島 繁夫	同 同 七八三番地一
同	落合 喜好	同 同 七八六番地一
同	澤田 清司	同 同 七三二番地一
同	小島 武雄	同 同 榎九二一番地
同	落合 正幸	同 同 同四一番地
同	君村 輝夫	同 同 同四九二番地一
同	落合 敏夫	同 同 同八四八番地一
同	松尾 重一	同 同 同八三〇番地一
同	貝塚 利雄	同 同 同九二一番地
同	遠藤 輝雄	同 同 同八三三番地一
同	小久保 静夫	同 同 同三九七番地一
同	山崎 正夫	同 同 同四二一番地一
同	金子 敏雄	同 同 同九〇番地一
同	百瀬 登	同 同 同二四番地
同	松本 精一	同 同 倉常五五〇番地一
同	新井 健児	同 同 同 一〇七六番地一
同	新井 孝次	同 同 同 六七番地
同	松本 昇	同 同 同 六二番地一
同	吉岡 高之	同 同 同 九七番地一
同	遠藤 義信	同 同 同 芦橋九三五番地一
同	橋本 勝太郎	同 同 同 一一二番地一
同	張ヶ谷 得多平	同 同 同 二五三番地
同	橋本 敏雄	同 同 同 五三番地一
同	中村 一春	同 同 同 一〇〇〇番地一
同	大塚 茂明	同 同 同 九〇七番地一
同	大塚 彰	同 同 同 八三〇番地
同	伊藤 徹雄	同 同 同 九〇番地一
同	遠藤 壽一	同 同 同 五六番地

監事 田口光雄 春日部市立野六三五番地一
 同 増山正 同 榎九一三番地一
 同 名倉稔 同 倉常七九〇番地一
 同 岩佐宏 同 芦橋一六六番地一

埼玉県告示第六百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 新方領用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
 氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 中山輝男 さいたま市岩槻区大字長宮一〇七六番地

同 森田美知男 同 同 新方領賀一〇六二番地一

同 岩井清司 春日部市谷原新田一七三五番地

同 田島正雄 同 谷原一丁目八番五号

同 関根孟 同 増田新田三七番地一

同 内田勝康 同 一ノ割六八七番地

同 長本城義 越谷市大字大泊一一六番一号

同 宇田豊治 同 大里六四二番地

同 川鍋登 同 向畑六四五番地

同 武藤正雄 同 大竹六七七番地

同 新坂正進 同 同 恩間新田三七九番地

同 松岡利夫 さいたま市岩槻区大字大口四三三番地

同 白倉善雄 春日部市下大増新田三一三番地

同 関根孝一 越谷市大字大杉四九五番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事 松岡利夫 さいたま市岩槻区大字大口四三三番地

同 中山輝男 同 同 長宮一〇七六番地

理事 岩井清司 春日部市谷原新田一七三五番地
 同 近藤精宏 同 増戸三八〇番地
 同 内田勝康 同 一ノ割六八七番地
 同 関根孟 同 増田新田三七番地一
 同 川鍋登 同 同 越谷市大字向畑六四五番地
 同 関根孝一 同 同 大杉四九五番地
 同 関根市太郎 同 同 平方二一五二番地一
 同 武藤正雄 同 同 大竹六七七番地
 同 山崎喜代次 同 同 袋山三八四番地
 同 長本城義 同 同 大泊一一六番一号
 同 白倉善雄 春日部市下大増新田三一三番地
 同 森田勇 さいたま市岩槻区大字大森八八番地二

埼玉県告示第六百七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定によ
 り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示す
 る。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数及び 群数	発生場所又は 区域	発生日	処置
腐蛆病 みつばち	患畜	一群	熊谷市	平成二十一年 四月十六日	自衛殺

埼玉県告示第六百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九
 十五号)第六十七条第二項の規定によ
 り、次の土地改良区の解散を平成二十一
 年四月二十三日認可した。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大越八ツ田土地改良区

二 事務所の所在地

加須市

埼玉県告示第六百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八一五二一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

富士見市大字東大久保字蛭沼三八四

三 一四外三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一三一・六立方メートル

埼玉県告示第六百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七一三二一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地

の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田七二番地外二九筆(一街区三画地)

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二〇七九・六立方メートル

埼玉県告示第六百八十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称及び住所

川島中山開発株式会社

二 事業施行期間

平成十九年十一月二十六日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し、字諏訪下、字富之貴及び字久保の各一部。

大字上伊草字天神及び字堂池の各一部。

大字平沼字西の一部。

土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

川越市脇田本町一番地二山崎ビル

川島中山開発株式会社内

六 事業認可の年月日

平成十九年十一月二十六日

七 変更認可の年月日

平成二十一年五月一日

埼玉県告示第六百八十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により土地区画整理事業の規程の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称及び住所

川島中山開発株式会社

二 事業施行期間

平成十九年十一月二十六日から

平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し、字諏訪下、字富之貴及び字久保の各一部。

大字上伊草字天神及び字堂池の各一部。

大字平沼字西の一部。

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

川越市脇田本町一番地二山崎ビル

川島中山開発株式会社内

六 事業認可の年月日

平成十九年十一月二十六日

七 変更認可の年月日

平成二十一年五月一日

埼玉県告示第六百八十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により三郷市三郷インターA地区土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住居 所

秋本欣成 三郷市上口一丁目一番地

秋谷直邦	三郷市番匠免一丁目二五〇番地
石原 叡	同 南蓮沼一〇四〇番地
沖 良男	同 彦倉一丁目六八番地
沖 福之照	同 泉一九四番地一
加藤 平通	同 三郷二丁目四番地四
加藤 義光	同 笹塚一八番地
佐藤 誠一	東京都葛飾区東水元四丁目七番一七号
澁谷 清	三郷市花和田一五七番地
島根 一郎	同 彦倉一丁目一〇六番地
島根 一郎	同 彦倉一丁目一〇六番地
島根 重雄	同 彦江一丁目一九五番地
鈴木 博	同 一丁目二七六番地
鈴木 博	同 一丁目二七六番地
富澤 秀雄	同 天神一丁目一八四番地
深井 重男	同 彦川戸一丁目二二六番地
深井 洋司	同 駒形六六一番地
藤田 裕衛	同 彦成一丁目二九番地
堀切 和喜	同 上口一丁目三番地
堀切 秀夫	同 一丁目一九番地
宮田 照夫	同 彦野一丁目一三番地
氏名	住所
秋本 欣成	三郷市上口一丁目一番地
石原 叡	同 南蓮沼一〇四〇番地
沖 良男	同 彦倉一丁目六八番地
沖 福之照	同 泉一九四番地一
加藤 平通	同 三郷二丁目四番地四
加藤 義光	同 笹塚一八番地
佐藤 誠一	東京都葛飾区東水元四丁目七番一七号
澁谷 清	三郷市花和田一五七番地
島根 一郎	同 彦倉一丁目一〇六番地
島根 一郎	同 彦倉一丁目一〇六番地
島根 重雄	同 彦江一丁目一九五番地
鈴木 博	同 一丁目二七六番地
鈴木 博	同 一丁目二七六番地
富澤 秀雄	同 天神一丁目一八四番地
深井 重男	同 彦川戸一丁目二二六番地
深井 洋司	同 駒形六六一番地
藤田 裕衛	同 彦成一丁目二九番地
堀切 和喜	同 上口一丁目三番地
堀切 秀夫	同 一丁目一九番地
宮田 照夫	同 彦野一丁目一三番地

就任した理事の氏名及び住所

平井 政幸	三郷市番匠免一丁目二一六番地
深井 洋司	同 駒形六六一番地
藤田 裕衛	同 彦成一丁目二九番地
堀切 和喜	同 上口一丁目三番地
堀切 勝利	同 彦川戸一丁目一八七番地
堀切 秀夫	同 上口一丁目一九番地
宮田 照夫	同 彦野一丁目一三番地

埼玉県告示第六百八十六号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百三十三号)第九條の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格
イ 保留地番号二十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十街区十五画地(八潮市大字大原五百三十五番一外)

(2) 地積

二百六十一・三一平方メートル

(3) 予定価格

四千八百三十四万二千三百五十円

ロ 保留地番号二十九の一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画

整理事業八十五街区二画地(八潮市大字大原四百七十九番二外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千九百五十四万八千円

ハ 保留地番号二十九の二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十五街区二画地(八潮市大字大原四百七十九番二外)

(2) 地積

三百五十六・九三平方メートル

(3) 予定価格

五千五百三十二万四千五百五十円

ニ 保留地番号二十九の三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十五街区十八画地(八潮市大字大原四百八十番)

(2) 地積

四百四十一・七九平方メートル

(3) 予定価格

六千八百四十七万七千四百五十
円
保留地番号二十九の四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業八十五街区十九画地(八
潮市大字大原四百八十番)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千九百八十八万円

へ
保留地番号二十九の五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業八十五街区二十画地(八
潮市大字大原四百八十番外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千九百八十八万円

ト
保留地番号四十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百二十八街区九画地(八
潮市大字坊字用水東百十七番外)

(2) 地積

八十・八八平方メートル

(3) 予定価格

千二百五十三万六千四百円

チ
保留地番号四十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画

整理事業十四街区二画地(八潮市
大字大原五百六十四番一)

(2) 地積

二百六・五八平方メートル

(3) 予定価格

三千四百四十九万八千八百六十

円

リ
保留地番号四十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業七十一街区二十一画地
(八潮市大字坊五百二十五番三
外)

(2) 地積

五百十五・九七平方メートル

(3) 予定価格

七千七百九十一万四千四百七十円

ヌ
保留地番号四十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業九十五街区十七画地(八
潮市大字坊四百十六番外)

(2) 地積

二百五十六・九五平方メートル

(3) 予定価格

四千三百四十二万四千五百五十

円

ル
保留地番号四十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業九十六街区二画地(八潮
市大字坊三百六十六番一)

(2) 地積

百四十五・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千五百五十二万円

ヲ
保留地番号四十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業九十八街区九画地(八潮
市大字坊三百五十九番一外)

(2) 地積

百五十八・九一平方メートル

(3) 予定価格

二千七百四十九万四千四百三十円

ワ
保留地番号四十七、四十八及び四
十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百四街区四画地(八潮市
大字坊四百十二番一外)、百四街
区五画地(八潮市大字坊四百十二
番二外)及び百四街区六画地(八
潮市大字坊四百十一番一外)

(2) 地積

八十九・二二平方メートル、四
百二十九・八九平方メートル及び
百九十四・四一平方メートル

(3) 予定価格

八千二百五万四千八百円

カ
保留地番号五十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百十八街区九画地(八潮

市大字坊字用水東百六十二番一
外)

(2) 地積

百四十九・四三平方メートル

(3) 予定価格

二千七百十九万六千二百六十円

ヨ
保留地番号五十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百二十八街区十八画地
(八潮市大字坊字用水東百二十六
番一)

(2) 地積

百七・二七平方メートル

(3) 予定価格

千八百二十二万八千六百三十円

タ
保留地番号五十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百二十九街区八画地(八
潮市大字坊字用水東百二十四番一
外)

(2) 地積

百九十三・九七平方メートル

(3) 予定価格

二千九百二十八万九千四百七十

円

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百三十二街区三画地(八
潮市大字坊字用水東百六番一)

レ
保留地番号五十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画
整理事業百三十二街区三画地(八
潮市大字坊字用水東百六番一)

- (2) 地積
百八十二・三六平方メートル
- (3) 予定価格
三千五百四十四万八千二百八十円

注意 前記イからレまでの物件の位置の表示のうち、() 内は、現在の地番であるため、一部に番号の重複がある。

二 抽選に参加する者に必要な資格
次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として

使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税、法人 都道府県民税、個人事業税又は法人 事業税)の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十一年五月七日(木)から同年六月十七日(水)まで(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時
平成二十一年六月二十一日(日) 午前十時三十分

ロ 場所

八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会議室

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八

潮新都市建設事務所(電話〇四八— 九九八—四五四五)に問い合わせること。

埼玉県告示第六百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
警察車(無線警ら車) 13台
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成22年2月26日(金)
- (4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
 - (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (6) 納入しようとする物品について、入札説明書等に示す書類を平成21年6月11日（木）までに提出し、審査を受けた結果、仕様書等で要求する事項に適合することを認められた者であること。
 - (7) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めによる埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
 - (8) 納入する物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかにサービスを提供できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048—832—0110 内線2245 ファクシミリ048—824—4607
 - (2) 入札説明書の交付方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
イ 紙媒体での入手を希望する場合
上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
 - (3) 仕様書の交付方法
上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
 - (4) 入札書受付期間
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月17日（水）午前10時30分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
(ア) 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月16日（火）午後5時まで（必着）
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
 - (イ) 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月17日（水）午後10時30分まで（必着）
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 開札の場所及び日時
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年6月17日（水）午前10時40分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年6月11日（木）までに提出し、競争入札参加資格（2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与

- 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年5月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radio installed police car
- (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., June 17, 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., June 16, 2009 In person ; 10 : 30 a.m., June 17, 2009
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年五月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新井 勲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百二十二号	川口市大字西新井宿字竹下二八五番三地先から同市大字西新井宿字竹下三一九番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十一年五月一日	平成十四年十一月一日付け埼玉県告示第二千九号で区域変更した部分の一部供用開始である。 延長五七・七〇メートル

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年四月十四日

指令越建セ第二〇〇一四九二号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十三日

第二三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東四五六―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字東六一九―四

岡村 實

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年五月一日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成二十一年五月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一―号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について

ロ その他

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十一年五月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称

所在地

管理者

収容人員

埼玉県産業技術総合センター多目的ホールー及び二

川口市上青木三丁目二番一八号

埼玉県知事

三〇〇人

埼玉県彩の国ビジユアルプラザ映像ホール

川口市上青木三丁目二番六三号

埼玉県知事

三二五人

正誤

埼玉県告示第六百四十二号目次中訂正(平成二十一年四月二十四日第二千七百五号)目次中訂正

ページ 段 行

一 一 後ろから五

誤 平成二十一年度埼玉県世論調査

正 平成二十一年度埼玉県政世論調査

埼玉県教育委員会規則第十一号(平成二十一年三月三十一日第二千六十八号)

中訂正

ページ 段 行 誤

七 一 下 二 別表第一

別表第二

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一―号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉県さいたま市南區別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)
発行所	埼玉県さいたま市南區別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)
印刷所	埼玉県さいたま市南區別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)